

平成十九年第一回臨時会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員.....	4
欠席議員.....	4
説明のため出席した者の職氏名 .....	4
出席書記氏名 .....	5
開会・開議 .....	6
仮議席の指定（日程第 1） .....	6
議長の選挙（日程第 2） .....	6
当選の告知 .....	7
議長挨拶（奥谷進君） .....	7
議員提出議案 2 件一括議題（日程第 3 - 4） .....	7
休憩 .....	9
開議 .....	9
議席の指定（日程第 5） .....	9
会議録署名議員の指名（日程第 6） .....	9
会期の決定（日程第 7） .....	9
副議長の選挙（日程第 8） .....	9
当選の告知 .....	10
副議長挨拶（檜館長吉君） .....	10
選挙管理委員の選挙（日程第 9） .....	10
議案 37 件一括議題（日程第 10 - 46） .....	11
休憩 .....	17
開議 .....	17
副広域連合長挨拶（小野俊逸君） .....	18
広域連合長挨拶（佐々木誠造君） .....	24
閉会 .....	25



平成 19 年第 1 回臨時会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録  
平成 19 年 3 月 28 日（水曜日）

---

議事日程

平成 19 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

平成 19 年 3 月 28 日（水曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 議員提出議案第 1 号 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 第 4 議員提出議案第 2 号 青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について
- 第 5 議席の指定
- 第 6 会議録署名議員の指名
- 第 7 会期の決定
- 第 8 副議長の選挙
- 第 9 選挙管理委員の選挙
- 第 10 議案第 1 号 副広域連合長の選任について
- 第 11 議案第 2 号 監査委員の選任について
- 第 12 議案第 3 号 監査委員の選任について
- 第 13 議案第 4 号 専決処分の承認について  
(平成 18 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算)
- 第 14 議案第 5 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例の制定について)
- 第 15 議案第 6 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定について)
- 第 16 議案第 7 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の制定について)
- 第 17 議案第 8 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定について)

- 第 1 8 議案第 9 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等  
に関する条例の制定について)
- 第 1 9 議案第 1 0 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の再任用  
に関する条例の制定について)
- 第 2 0 議案第 1 1 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限の  
手続及び効果に関する条例の制定について)
- 第 2 1 議案第 1 2 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の  
手続及び効果に関する条例の制定について)
- 第 2 2 議案第 1 3 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの  
宣誓に関する条例の制定について)
- 第 2 3 議案第 1 4 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の職務に  
専念する義務の特例に関する条例の制定につ  
いて)
- 第 2 4 議案第 1 5 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例の制定について)
- 第 2 5 議案第 1 6 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休  
業等に関する条例の制定について)
- 第 2 6 議案第 1 7 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合議会議員その  
他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条  
例の制定について)
- 第 2 7 議案第 1 8 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員  
の報酬等に関する条例の制定について)
- 第 2 8 議案第 1 9 号 専決処分の承認について  
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に  
関する条例の制定について)

第 2 9	議案第 2 0 号	専決処分の承認について ( 青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費 に関する条例の制定について )
第 3 0	議案第 2 1 号	平成 1 9 年度青森県後期高齢者医療広域連合一 般会計予算
第 3 1	議案第 2 2 号	青森県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の 回数に関する条例の制定について
第 3 2	議案第 2 3 号	青森県後期高齢者医療広域連合監査委員に関す る条例の制定について
第 3 3	議案第 2 4 号	青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の 制定について
第 3 4	議案第 2 5 号	青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条 例の制定について
第 3 5	議案第 2 6 号	青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人 情報保護審査会条例の制定について
第 3 6	議案第 2 7 号	青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営 等の状況の公表に関する条例の制定について
第 3 7	議案第 2 8 号	青森県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付 すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例の制定について
第 3 8	議案第 2 9 号	青森県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表 に関する条例の制定について
第 3 9	議案第 3 0 号	青森県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を 締結することができる契約に関する条例の制定 について
第 4 0	議案第 3 1 号	青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の 一部を改正する条例の制定について
第 4 1	議案第 3 2 号	青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
第 4 2	議案第 3 3 号	青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に 関する条例の一部を改正する条例の制定につい て
第 4 3	議案第 3 4 号	広域計画の作成について
第 4 4	議案第 3 5 号	指定金融機関の指定について
第 4 5	議案第 3 6 号	公平委員会の事務委託に関する規約の制定につ いて

本日の会議に付した事件

1. 議事日程のとおり

---

出席議員（17名）

1 番	奥 谷	進 君
2 番	相 馬	鋸 一 君
4 番	斎 藤	直 文 君
5 番	平 山	誠 敏 君
6 番	中野渡	春 雄 君
7 番	堤	喜一郎 君
8 番	杉 山	肅 君
9 番	高 橋	作 藏 君
10 番	大 川	喜代治 君
11 番	鳥 中	春 光 君
12 番	森 内	勇 君
13 番	二川原	和 男 君
14 番	安 田	弘 君
16 番	檜 館	長 吉 君
17 番	嶋 田	勝 久 君
18 番	太 田	健 一 君
19 番	澤 口	勝 君

---

欠席議員（3名）

3 番	小 林	眞 君
15 番	吉 田	豊 君
20 番	工 藤	祐 直 君

---

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木	誠 造 君
副広域連合長	小 野	俊 逸 君
事務局長	八 島	英 彦 君
事務局次長	其 田	昭 彦 君

---

出席書記氏名

書記長 杉田三生  
書記 中村洋幸



午後 2 時開会

書記長（杉田三生君）

私は、議会書記長の杉田 三生でございます。

開会に先立ち御報告申し上げます。

本臨時会は、青森県後期高齢者医療広域連合の最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 292 条の規定により準用される同法第 107 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、檜館長吉議員が年長の議員でありますので御紹介申し上げます。

臨時議長( 檜館長吉君 ) ただいま御紹介いただきました檜館でございます。

地方自治法第 107 条の規定により、議長の選挙が終るまで、臨時議長の職務を行います。

何卒よろしく願います。

まだ青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則がございませんので、標準市議会会議規則に従いまして進めてまいりたいと思います。

ただいまの出席議員は 17 名で定足数に達しております。

これより、平成 19 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

---

開 議

臨時議長（檜館長吉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（檜館長吉君） 日程第 1。

仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

---

日程第 2 議長の選挙

臨時議長（檜館長吉君） 日程第 2。

議長の選挙を行います。

臨時議長（檜館長吉君） お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（檜館長吉君） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

臨時議長（檜館長吉君） お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（檜館長吉君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、奥谷進君を指名します。

臨時議長（檜館長吉君） お諮りします。

ただいま、臨時議長が指名しました奥谷進君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（檜館長吉君） 御異議なしと認めます。

よってただいま指名しました奥谷進君が議長に当選されました。

臨時議長（檜館長吉君） ただいま、議長に当選されました奥谷進君が議長におられます。

標準市議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

臨時議長（檜館長吉君） 奥谷進君、議長就任の御挨拶をお願いします。

〔議長奥谷進君登壇〕

議長（奥谷進君） ただいま、議長に選任をいただきました、青森市議会議長の奥谷進でございます。皆様方の御推挙に対しまして、心から厚くお礼を申し上げます。

佐々木広域連合はじめ関係者の皆様におかれましては、これまで本連合会の設立のため多大な御尽力を賜り深く感謝申し上げます。

青森県内すべての市町村で構成される広域連合という、かつてない組織の議会の議長を務めるに当たり、市町村の和を大切に議会運営を進めてまいりたいと考えております。

微力でございますが、全力で傾注いたす所存でございますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが就任の御挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

臨時議長（檜館長吉君） 奥谷議長さん、どうぞ議長席にお着き願います。

〔議長奥谷進君議長席に着く〕

---

日程第3 議員提出議案第1号 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について 及び 日程第4 青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定について

議長（奥谷進君） 日程第3 議員提出議案第1号「青森県後期高齢者医療広

域連合議会会議規則の制定について」及び日程第4議員提出議案第2号「青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の規定について」の2件を一括議題といたします。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号の2件について、提案者より、提案理由の説明を求めます。

相馬鋳一君。

2番（相馬鋳一君） 議長。

議長（奥谷進君） 相馬君。

〔議員相馬鋳一君登壇〕

2番（相馬鋳一君） 本日提出いたしました議案について、提出者を代表して御説明申し上げます。

議員提出議案第1号青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定については、地方自治法第292条において準用する同法第120条の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合議会の会議規則を設けようとするものであります。

その主な内容は、会議に関する規定を定め、請願、辞職、規律、懲罰などです。御審議の上、原案どおり議決くださるようお願いいたします。

また、議員提出議案第2号青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則の制定については、地方自治法第292条において準用する同法第130条の規定により、青森県後期高齢者医療広域連合議会の傍聴規則を設けようとするものであります。

その主な内容は、傍聴の手続、傍聴席での不許可行為などです。御審議の上、原案どおり議決くださるようお願いいたします。

議長（奥谷進君） これより質疑に入ります。

御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議員提出議案第1号及び第2号の計2件を一括して採決いたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

本案2件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則に

ついて及び議員提出議案第2号青森県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則についての以上2件は原案のとおり可決いたしました。

なお、本件2件は議事進行上必要とされますので、直ちに公布、施行いたします。

公布の手続のため、暫時休憩いたします。

午後2時08分休憩

---

午後2時14分開議

議長（奥谷進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第5 議席の指定

議長（奥谷進君） 日程第5。

議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長においてただいま着席のとおり指定いたします。

---

#### 日程第6 会議録署名議員の指名

議長（奥谷進君） 日程第6。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第71条の規定により、2番相馬鋳一君、4番斎藤直文君を指名いたします。

---

#### 日程第7 会期の決定

議長（奥谷進君） 日程第7。

会期の決定を議題といたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

本臨時議会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第8 副議長の選挙

議長（奥谷進君） 日程第8。

副議長の選挙を行います。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、檜館長吉君を指名いたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

ただいま、議長が指名した檜館長吉君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よってただいま議長が指名いたしました檜館長吉君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました檜館長吉君が議場におられます。

議長（奥谷進君） 会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

檜館長吉君、副議長就任の御挨拶をお願いします。

〔副議長檜館長吉君登壇〕

副議長（檜館長吉君） ただいま議員各位の御推挙により、当議会の副議長という御指名をいただきました檜館長吉でございます。

高齢化の進む社会において、この広域連合の果たす役割は大きくなっていくことと思われまます。

そのような重要な職務を与えられた議会の副議長として、微力ながらも私も最善を尽くす所存でございますので、どうかよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが御挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

---

#### 日程第 9 選挙管理委員の選挙

議長（奥谷進君） 日程第 9。

選挙管理委員の選挙を行います。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法 118 条第 2 項の規定によって、指名推選したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員に、神一郎君、池田久雄君、上田祥悦君、須藤壽君の以上 4 名を指名いたします。

議長（奥谷進君） お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よってただいま議長が指名いたしました神一郎君、池田久雄君、上田祥悦君、須藤壽君の以上 4 名が選挙管理委員に当選されました。

---

日程第 10 議案第 1 号 副広域連合長の選任について～

日程第 46 議案第 37 号 青森県市町村総合事務組合への加入について

議長（奥谷進君） 日程第 10 議案第 1 号から日程第 46、議案第 37 号まで計 37 件を一括議題とします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

広域連合長（佐々木誠造君） 平成 19 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

皆様御存知のとおり平成 18 年 6 月、健康保険法等の一部を改正する法律が国会において可決されたことを受け、本県では 9 月に県内 40 市町村で構成する青森県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設立いたしました。

その後、設立準備委員会において広域連合規約案を作成し、各市町村の 12

月議会の議決を経て、後期高齢者の方々を対象とする新しい医療制度を運営する特別地方公共団体として、平成 19 年 2 月 1 日に青森県後期高齢者医療広域連合が設立されました。

社会の高齢化が進み、国民全体の医療費が上昇している中でも、特に高齢者の医療費が増加しているこの時代、後期高齢者医療広域連合の果たす役割は大きくなっていくものと思われます。

今後、平成 20 年 4 月の制度施行に向け、電算処理システムの構築、保険料条例の制定など取り組まなければならない課題が多数ありますが、県内 40 市町村と広域連合が一体となって解決していかなければならないことから、市町村の代表である議員の皆様の御指導、御支援をお願いいたします。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

議案第 1 号は、青森県後期高齢者医療広域連合副広域連合長選任についてでございます。

副広域連合長に中泊町長小野俊逸氏を選任いたしたく、青森県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 4 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 2 号は、監査委員の選任についてであります。

青森県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、識見を有する者として永井勇司氏を監査委員に選任したく議会の同意を求めるものであります。

議案第 3 号も、監査委員の選任についてであります。

青森県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、広域連合議員のうちから選任される監査委員に平山誠敏氏を選任したく議会の同意を求めらるものであります。

議案第 4 号から第 20 号までの 17 件は、いずれも専決処分の承認についてであります。去る 2 月 1 日広域連合設立時に、地方自治法第 96 条に定める議決事件に関し、議会が成立していなかったため、地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき処分したものであります。

まず、議案第 4 号は、平成 18 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

予算総額を歳入歳出それぞれ 1807 万 6 千円と見込んだものであり、即時に執行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 5 号青森県後期高齢者医療広域連合の休日に関する条例の制定については、広域連合の休日を定めるものであり、業務執行上広域連合設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例の制定については、広

域連合の条例及び規則の公布方法並びに規程等の公表の手續について定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 7 号青森県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例の制定については、広域連合長の事務を補助執行させるため事務局を設置する必要があり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 8 号青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の制定については、地方自治法第 172 条第 3 項の規定に基づき、職員の定数を定める条例を制定する必要があり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 9 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例の制定については、地方公務員法第 28 条の 2 及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 10 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の再任用に関する条例の制定については、地方公務員法第 28 条の 4 の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 11 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の分限の手續及び効果に関する条例の制定については、地方公務員法第 27 条第 2 項の規定に基づく職員の意に反する休職の事由及び同法第 28 条第 3 項の規定に基づく職員の意に反する降任等の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 12 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定については、地方公務員法第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 13 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の制定については、新たに職員となった者の宣誓について定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 14 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、職員が職務に専念する義務を免除される場合について定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 15 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定については、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、職員



の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 16 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関して必要な事項を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 17 号青森県後期高齢者医療広域連合議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会議員その他非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 18 号青森県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例の制定については、広域連合長、議会議員等特別職の報酬及び費用弁償の額及び支払方法について定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 19 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の制定については、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関し必要な事項について定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 20 号青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の制定については、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、旅費の支給対象職員や計算方法などについて定めるものであり、設立と同時に施行する必要があったことから専決処分したものであります。

議案第 21 号平成 19 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、予算総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6846 万 3 千円と見込んだものであります。

平成 19 年度の主要な事業として、平成 20 年度から施行されます後期高齢者医療制度において広域連合と構成市町村を結び、被保険者の管理などを行う後期高齢者医療広域連合電算処理システムを構築してまいります。

その他、事務室賃借料、職員用住宅借上料、広域連合に派遣される職員の給与負担金など総務管理費として 3 億 6057 万余円を計上いたしました。

議案第 22 号青森県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数に関する条例の制定については、地方自治法第 102 条第 2 項の規定に基づき、広域連合議会の定例会の回数を毎年 2 回と定めようとするものであります。

議案第 23 号青森県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例の制定については、地方自治法第 202 条の規定に基づき、監査委員の事務に関して必要

な事項を定めようとするものであります。

議案第 24 号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の制定については、広域連合の行政文書の開示に関して必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 25 号青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の制定については、広域連合が保有する個人情報の適正な取扱い、個人情報の開示、訂正及び利用停止について必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 26 号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、情報公開の開示決定等、個人情報の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等について不服申立てがあったときに諮問する機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しようとするものであります。

議案第 27 号青森県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 28 号青森県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定については、広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 29 号青森県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の制定については、地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づき、毎年度行う広域連合の財政状況の公表に関し必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 30 号青森県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の制定については、複数年にわたり締結することができる契約に関し必要事項を定めようとするものであります。

議案第 31 号青森県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、平成 20 年度の制度施行に向け準備作業が増えることから、平成 19 年度から職員を増員し、広域連合事務局の職員の定数を 6 人から 21 人にしようとするものであります。

議案第 32 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与改定に準じ、管理職手当を定額制に移行するため規定を整備するほか、扶養手当について 3 人目以降の子等に係る支給月額を千円引き上げようとするものであります。

議案第 33 号青森県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行程が 100 キロメートル未満の水路又は陸路による出張をした場合に職員等に支給する日当を減額する等のものであり

ます。

議案第 34 号広域計画の作成については、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定に基づき、青森県後期高齢者医療広域連合及び広域連合を組織する地方公共団体が行う施策の指針として、広域計画を策定しようとするものであります。

議案第 35 号指定金融機関の指定については、公金の収納又は支払の事務を取り扱わせるため、地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条第 2 項及び地方自治法施行令第 168 条第 2 項の規定に基づき、株式会社青森銀行を指定金融機関として指定しようとするものであります。

議案第 36 号公平委員会の事務委託に関する規約の制定については、地方公務員法第 7 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会の事務を青森県に委託するものであります。

議案第 37 号青森県市町村総合事務組合への加入については、非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害の補償に関する事務を共同処理するため、青森県市町村総合事務組合に加入するものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分に御審議の上、原案通り御議決くださるようお願いいたします。

議長（奥谷進君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議案第 1 号についてこれより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、原案に同意することに決しました。

次に、議案第 2 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案に同意することに決しました。

次に、議案第3号を議題といたします。

本件については、平山誠敏議員の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、平山誠敏議員の退場を求めます。

〔議員平山誠敏君退場〕

議長（奥谷進君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案に同意することに決しました。

平山誠敏議員の入場を求めます。

〔議員平山誠敏君入場〕

議長（奥谷進君） ここで、ただいま選任に同意いたしました副広域連合長が着席されましたので、暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

---

午後2時39分開議

議長（奥谷進君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、先ほど副広域連合長に選任することに同意されました小野俊逸氏から発言の申し出がありますので、それを許可いたします。

副連合長。

〔副広域連合長小野俊逸君登壇〕

副広域連合長（小野俊逸君） 議長のお許しをいただきまして、御挨拶申し上げます。

ただいま、広域連合議会の御同意を賜り、副広域連合長に選任していただきまして、本当にありがとうございます。

青森県内の 40 市町村がすべて加入し、後期高齢者医療制度という新たな医療制度に取り組む当広域連合において、市町村の結束が重要となっております。

微力ではございますけれども、広域連合長の補佐役として市町村間の連携に努め、後期高齢医療制度が順調に運営されるよう誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位の格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。あいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（奥谷進君） 次に、議案第 4 号から議案第 20 号までの計 17 件について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 4 号から議案第 20 号までの計 17 件について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 4 号から議案第 20 号までの計 17 件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号から議案第 20 号までの計 17 件は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第 21 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 21 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 21 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案 21 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 22 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 22 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 22 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 23 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 23 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 23 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 24 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 24 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 24 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 25 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 26 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 26 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 27 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 27 号について討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 27 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 28 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 28 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 29 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 29 号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 30 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 30 号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。



議案第 30 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 31 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 31 号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 31 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 32 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 32 号について討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 32 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 33 号について質疑に入ります。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
議案第 33 号について討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第 33 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 34 号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 34 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 34 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認め、よって、議案第 34 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 35 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 35 号について討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 35 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認め、よって、議案 35 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 36 号について質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 36 号について討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 36 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 37 号について質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 37 号について討論に入ります。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 37 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（奥谷進君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本臨時議会に付議された議案は全部終了いたしました。

広域連合長より御挨拶があります。

〔「ご苦労さん」と呼ぶ者あり〕

〔広域連合長佐々木誠造君登壇〕

広域連合長（佐々木誠造君） 本日は、青森県後期高齢者医療広域連合の初

めでの議会として、平成 19 年第 1 回青森県後期高齢医療広域連合議会臨時会を招集いたしました。提出いたしました諸議案について、慎重な御審議を賜りまして、ここに全議案議了、御決定をいただきました。誠にありがとうございました。

平成 20 年 4 月の制度施行まで残り 1 年となり、後期高齢者医療制度が支障なくスタートできるかどうかは我々の双肩に掛かっており、重責を感じておりますが、皆様の御支援をいただいで、40 市町村が結束すれば必ず成功するものと確信しておりますので、これまで以上の御支援、御協力をお願いいたします。

最後に皆様には、後期高齢者医療広域連合議員として健康な毎日を送られ、なお一層御活躍されますよう祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

---

閉 会

議長(奥谷進君) これをもって、平成 19 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 2 時 5 2 分閉会

---



## 署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

## 青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 奥谷 進

臨時議長 榎館 長吉

議員 相馬 鋁一

議員 斎藤 直文